

指名停止措置の公表

1. 指名停止措置業者名及び所在地

商号及び名称	代表者職氏名	主たる営業所の所在地
中勝建設株式会社	代表取締役 中野 留美子	高知県南国市篠原203-1-2階

2. 指名停止措置期間

開始日	終了日
令和7年1月10日	～ 令和7年4月9日 (3月)

3. 指名停止措置理由

民間発注の工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、土木一式工事に係る同項の許可を受けていないにも関わらず、その請負金額が建設業法施行令第1条の2第1項に定める金額以上となる建設工事を施工した。

また、当該工事が土木一式工事であるにも関わらず、令和5年9月30日を審査基準日とする経営事項審査において、同社は、本工事の請負金額を建築一式工事の完工高の一部として計上し、事実と異なる内容を記載して経営事項審査の申請を行ったことが併せて判明した。

これらのことが同法第28条第1項第2号に該当するとして、同条第3項に基づき高知県知事から営業停止処分を受けたため

南国市建設工事指名停止措置要綱第1条規定の別表第2の第20号（建設業法違反行為）に該当